

4. 議事

(1) 報告事項

①本年度事業について

○史跡購入事業

河原二丁目 4263-1、-2 (計 438.24 m²) の土地購入および物件補償



解体撤去前



現況写真

○旧立合宿解体調査事業

市内稲荷四丁目に現存する旧立合宿を解体調査し、史跡内の立合宿跡地に復元するため部材を川根町身成の市有地に保管した。



解体前の旧立合宿



解体後の立合宿部材

○島田宿大井川川越遺跡講演会（予定）

史跡整備に向けて地元である河原町の住民等を対象に大井川の川越しについての講演会と意見交換会を実施する。

- ・日 時 平成 28 年 3 月 12 日（土） 13：30～16：00（予定）
- ・会 場 河原町公会堂
- ・演 題 「江戸時代東海道の交通と大井川の渡し」 13：40～15：10
- ・講 師 渡辺和敏先生（島田宿大井川川越遺跡整備委員会委員長）
- ・意見交換 「川越遺跡の整備に向けて」 15：20～16：00
- ・定 員 60人

②来年度事業について

（1）史跡購入事業

川会所跡の用地取得、物件補償費

（2）調査委託

塚本家住宅建物調査業務委託

（3）計画策定委託

島田宿大井川川越遺跡整備基本構想策定業務委託

③島田宿大井川川越遺跡整備基本構想策定委員会について

『島田宿大井川川越遺跡整備基本構想』の策定に向けて市役所内の関係機関による委員会を設けた。

【委員会構成】

（委員）市長戦略部長、産業観光部長、都市基盤部長、行政経営部長、教育部長
（幹事）秘書政策課長、商工課長、観光課長、都市計画課長、財政課長、文化課長

12月18日 第1回整備基本構想策定委員会・幹事会

- ・川越遺跡の経過と課題
- 遺跡の経過、現状、課題及び整備基本構想の策定を説明し、現地視察を行った。

2月9日 第1回整備基本構想策定幹事会

- ・川越遺跡に係る計画の整理について
- ・史跡整備の考え方（文化課）

これまでの整備計画について整理し、現状の確認を行った。
川越遺跡の整備の考え方について、公有地化した指定地については、遺跡の紹介を目的とした整備を行い、民有地の指定地については可能な限り遺跡の佇まいを活かした民間活用を促す取組みを進める方向を説明。
文化財としての史跡の価値を深化させる整備・活用を行う整備を行うとともに、文化的観光資源として整備を図る方向で理解を得た。

(2) 協議事項

①川越遺跡の整備・活用の方針について

1 史跡整備

1) 史跡の公有化

- ・川会所跡の公有地化

2) 歴史的建築物の整備（幕末から高度成長前の建物を保存）

- ・立合宿の復元整備（宿泊体験施設化）
- ・札幌（機織）・仲間の宿（草鞋作り）等の川越し場のくらし体験施設整備
- ・川会所建物の移築と展示整備
- ・番宿施設等の耐震化
- ・旧桜井邸の有形文化財登録（文化財の価値向上、耐震の補助対象化）

3) 並木敷きの復元

- ・酒屋跡の松並木敷きの復元

4) ファサード修景の整備

- ・植栽による背面住宅地の修景

5) 展示・サイン等整備

2 基盤整備

1) 景観保護のための規制化

文化財として規制⇒土地（史跡） ※民有地の建物に対する規制はない。
重要伝統的建造物群保存地区のような拘束力をもった規制（景観重点地区化）

2) 周辺道路・駐車場の整備

川越街道への侵入車両を極力減らすための背面道路・駐車場の整備

- ・観光客の安全確保（パーク・アンド・ライド）
- ・居住者の駐車スペース確保による景観破壊の防止
- ・住民の利便性の向上

3 民有地の活用

民間利用の促進（空き家・定住化対策）

- ・空き家バンク等による売買・賃貸の促進
- ・飲食・物販業者の参入を促す賃貸・リフォーム費用の補助制度の整備
- ・街道旅行者向けの民泊施設の整備
- ・街道沿いの民家の利活用を図るシステムづくり

4 東海道・川越しをテーマにした観光地としての魅力向上

1) 飲食・みやげ物の販売（博物館・川越茶屋・民間施設）

- ・既存の土産物の販売促進（お茶、志戸呂焼、黒奴など）
- ・島田オリジナルの新名物の開発

2) 史跡を活用したイベントの充実（ソフト事業）

- ・花灯籠事業の継続
- ・連台越しまつりの復活

②川会所跡の建物について

平成 28 年度事業において史跡購入を計画している川会所跡については当初、史跡購入の際に除却を行い、平成 33 年度に耐震化を図りながら移築整備を計画していた。次年度の国庫補助金の要望の際に、川会所跡の建物（松井邸）が明治 44 年の建築で 105 年が経過していることから主屋については除却ではなく残すことは考えられないかとの話があった。

内部で検討した中で、前回の会議の際に本年度購入地の酒井邸の除却に当たって家並みの連続性が失われることへの意見があったことも踏まえ、主屋と主屋に繋がったについては二階屋は今回の史跡購入においては除却せず建物購入して、できれば史跡整備事業において本年度購入した東隣の酒井邸に曳き家移設をして保存し、川会所から博物館分館にかけての家並みの連続性をもたせる形をとっていきたい。

なお、曳き家後の松井邸については観光ボランティアの詰め所等の利用を検討していきたい。また、現在川会所の建物が建っている場所は建物の川会所跡への移築後は、遺跡見学者の便益施設（物販施設・駐車場等）としての利用を図っていきたい。（ただし、用地購入の際、文化財防災施設費等補助金を活用して購入し、防火水槽を設置しているため、その利用については文化庁との要協議が必要。）

